解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年七月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番地五号
特定非営利活動法人中国緑化と自然環境改善を支援する会　清算人　広田　健助

解散公告（第二回）

当医療法人は、平成二十二年八月七日開催の臨時社員総会の決議及び静岡県知事の認可を受け平成二十二年十月五日認可書到達により解散したので、当医療法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

静岡県焼津市焼津三丁目六番一二号
医療法人社団小村内科医院
代表清算人　小村美紀子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年八月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

東京都板橋区小茂根三丁目九番八―二〇四号
特定非営利活動法人日本アフリカ学生会議
代表清算人　多々見　徹

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十二年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

横浜市西区東久保町二九番一一号
財団法人東久保町会館
代表清算人　和田　泰次

解散公告（第三回）

当社団法人は、平成二十二年十月二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

愛媛県四国中央市土居町津根二七七三番地一
八日市社団法人
代表清算人　近藤　充蔚

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年七月十日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十二年九月七日鹿児島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

鹿児島県いちき串木野市春日町四三番地一
学校法人今屋学園
清算人　今屋　謙治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北一六条東六丁目二番地九、最後の住所札幌市手稲区富丘二条三丁目四番一七号　被相続人　亡　佐々木エイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル六階　相続財産管理人弁護士　小寺　正史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市北三条西三丁目一一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川嶋　幸生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

北海道北見市北二条東二丁目一三番地一
コンフォール一階
相続財産管理人弁護士　伊藤　昌博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県沼田市上原町一六六八番地八、最後の住所群馬県沼田市上原町一六九一番地　被相続人　亡　金子　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号
石原・関法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関　夕三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区山王一丁目二九番、最後の住所東京都大田区山王一丁目二九番一号　被相続人　亡　阿部　周一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　荒井　正児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区梅田六丁目九〇九番地、最後の住所東京都足立区梅田六丁目二八番二三号　被相続人　亡　岡安　正泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市瀬谷区橋戸一丁目三一番地一、最後の住所横浜市神奈川区神大寺二丁目九番一―一一〇号　被相続人　亡　藤田　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

横浜市中区南仲通三―三五　横浜エクセレントⅢ九階
相続財産管理人　弁護士　川島　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県上野原市桑久保七六二番地、最後の住所山梨県上野原市桑久保七六八番地二　被相続人　亡　赤池　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

山梨県甲府市音羽町三番三十三号
相続財産管理人　渡邊　和廣

第６期決算公告

平成22年10月26日　札幌市中央区北１条西６丁目１番地２
株式会社ＨＡＲＰ
代表取締役　久保田俊昭

貸借対照表の要旨
（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	544,935	流動負債	220,345
固定資産	349,813	固定負債	332,603
有形固定資産	8,342	**負債合計**	**552,948**
無形固定資産	334,851	株主資本	341,800
投資その他の資産	6,620	資本金	471,000
		利益剰余金	△129,200
		その他利益剰余金	△129,200
		純資産合計	**341,800**
資産合計	**894,748**	**負債・純資産合計**	**894,748**

㈱　当期の純利益は81,001千円